

境町告示第76号

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、条件を付した一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和7年6月17日

境町長 橋 本 正 裕



1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

R6(繰)・R7合併国補 防災公園敷地造成工事(その1)

(2) 工事場所

防災公園整備事業地内 境町大字西泉田1506番地

(3) 工事概要

公園整備工事	A=37,000m ²
掘削工	V=25,500m ³
盛土工	V=18,900m ³
サンドマット工	V=4,100m ³
盛土法面整形工	A=2,140m ²
仮設道路	A=502m ²
敷鉄板設置	N=54枚

(4) 工期

本契約成立の翌日から令和8年3月13日

(5) 予定価格

金57,640,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 最低制限価格

設定しない

(7) 発注形態

単体

(8) 現場説明会

本工事については、実施しないものとする。

(9) 建設リサイクル法

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加できる者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく境町の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 境町建設工事指名希望業者資格審査要項(昭和54年境町告示第29号)に基づき、境町の令和7・8年度入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続開始後又は再生手続開始後、更正計画認可又は再生計画認可の決定が確定した後に、境町長が入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者及び本工事の入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) この公告の日から入札・開札の執行日までにおいて、茨城県又は境町から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次に掲げる要件のいずれかを満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。また、所定の工期をもって工事を安全に施工できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものであること。
 - ① 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- (7) 町税、県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (8) 境町内に本店を有すること。
- (9) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による特定建設業(土木工事業)

の許可を受けていること。

- (10) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果(契約締結日から1年7か月以内の審査基準日のものに限る。以下「経営事項審査」という。)における土木一式工事の総合評点が、800点以上であること。

3 入札手続き等

- (1) 入札説明書(設計図面及び仕様書等(以下「設計図書」という。)を除く。)の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年6月17日から令和7年6月24日までの毎日(ただし、境町の休日定める条例(平成元年境町条例第25号)第1条に規定する町の休日(以下「休日」という。)を除く。)9時00分から16時30分まで(ただし、12時から13時までを除く。)

② 交付場所及び方法

ア 直接交付の場合

〒306-0495 猿島郡境町391番地1

境町役場2階 企画部財務課管財室

電話番号 0280-81-1318

FAX番号 0280-86-7521

イ インターネットによる交付

境町公式ホームページ 「町政情報」→「入札・契約」

URL : <https://www.town.ibaraki-sakai.lg.jp>

よりダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格認定に係る申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出書類等(作成方法等の詳細は、入札説明書による。)

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 競争入札参加資格確認資料(様式第2号)及び関連添付書類

ウ 競争入札参加資格確認通知書(様式第3号)

エ 競争入札参加資格確認申請に係る委任状 ※必要に応じて提出

オ 主任(監理)技術者重複申請調書(様式第4号) ※必要に応じて提出

② 提出期間

前記(1)、①に同じ

③ 提出場所及び方法

前記(1)、②、アの場所に持参すること。

(3) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札、開札の日時

令和7年7月8日(火) 9時00分

② 入札、開札の場所

猿島郡境町391番地1 境町役場4階大会議室(A)

③ 入札書の提出方法

持参とし、郵送及び電送による入札は、認めないものとする。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

免除

② 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、利付国債の提供若しくは金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 支払条件

① 前払金・中間前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、契約金額の契約金額の4割以内で計算した金額以内の前払金を請求できるものとする。中間前払金については、当初前払金の支払を受けているもの限り請負代金額の2割以内で計算した金額以内を請求できるものとする。詳細については、境町建設工事執行規則(平成4年規則第8号)及び境町公共工事に係る中間前払金の要件認定に関する要領の定めるところによる。ただし、特に定めのある場合はこの限りでない。

② 部分払い

請求できないものとする。

(4) 契約の効力

落札の通知を受けた日(入札執行日)から5日以内(休日及び祝日は含まない。)に契約保証金又はそれに代わる担保の提供を受けた後、契約を締結する。

(5) 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する法令又は条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできないものとする。

(7) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。なお、特別な場合(病气、死亡及び退職等)で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断したとき以外は、配置技術者の変更は認められないものとする。

(8) 契約書作成の要否

要。境町建設工事執行規則(平成4年規則第8号)様式第2号により、建設工事請負契約書を作成し、落札者決定後5日以内に契約を締結する。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(10) 詳細については、入札説明書による。

(11) その他

① 入札参加資格のない者が申請した場合、又は申請書等に虚偽の記載をした場合においては、境町建設工事請負業者指名停止等措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

② 落札者が落札の通知を受けた日から原則として5日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

③ 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

- ④ 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結を行わないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- ⑤ 予定価格を超える金額で入札書を提出した者は、不誠実な行為として指名停止の措置を行うことがある。
- ⑥ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条及び建設業法第22条に規定する一括下請負は、行わないこと。